

委 託 契 約 書

委託業務の名称 みちのく荘機械警備業務
委託料の額 金 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円
委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
委託業務の場所 福島市飯坂町字小滝5-2
対象施設 みちのく荘
契約保証金

上記委託業務について、委託者 福島県（以下「甲」という。）、
受託者 （以下「乙」という。）は、次の各条項により委託契約を締結する。

（業務の履行）

第1条 乙は、別紙仕様書に基づき、頭書の期間内に頭書の委託業務（以下「業務」という。）を甲の指定する監督員の指示に従い実施しなければならない。

（実施計画等）

第2条 乙は、業務の実施に当たっては、実施計画書等を提出し、あらかじめ甲の承認を得て計画的に実施するものとする。

（業務報告）

第3条 乙は、業務報告を甲の指示するところにより甲に報告しなければならない。

（履行の確認及び補正）

第4条 甲は、前条の規定による業務報告その他の方法により、業務内容を確認しなければならない。

2 前項の確認の結果、乙の業務内容が適正を欠く場合は、甲は乙に対し速やかに業務内容の補正を命ずるものとする。

3 前項の補正に要する経費は乙の負担とし、当該補正に係る確認については第1項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第5条 甲は、契約金額の12分の1の額（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨て、初月分に加算する。）を月ごとに支払うものとする。

毎月分 円

2 乙は、業務内容について、前条の確認の結果適正であるとされたときには、請求書を甲に提出するものとする。

3 甲は、乙の適法な請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

（遅延利息）

第6条 甲は、正当な理由なく前条第3項の期間内に契約金額の全部又は一部を支払うことができないときは、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じて当該未払代金に対し政府契約の支払遅延防止等に関する（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100円未満の端数があるとき

は、その端数は切り捨てる。)を支払うものとする。

(損害賠償)

第7条 乙はこの契約の履行にあたり、自己の責任に帰すべき事由により、対象施設又は甲(甲の管理下にある者を含む。)に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する場合は、この限りでない。

2 前項の場合において、乙が負担する賠償額の限度は次のとおりとする。ただし、対人賠償及び対物賠償を合わせて1事故につき10億円を限度とする。

(1) 対人賠償にあつては1事故につき10億円

(2) 対物賠償にあつては1事故につき10億円

3 甲は、第1項に規定する損害を受けたときは、損害が発生した日から起算して7日以内に書面により乙に通知しなければならない。

(乙の免責事項)

第8条 乙は、次の各号に起因する損害については、損害または補償の責に任じない。

(1) 建造物、施設または物品自体の瑕疵もしくは甲の管理上の瑕疵に基づく場合

(2) 天変地異・暴動・その他不可抗力により、乙が警備を実施することが不可能となった場合

(3) 警備対象に設置した警報装置について、甲または甲の職員もしくは甲の関係者が乙と協議することなく、移転・変更・撤去あるいは加工等をした場合

(4) 甲の職員、出入業者の故意または過失に基づく場合

(5) 警備装置の機能により、甲において警備を解除していた等により、警備実施が不可能な状況にあった場合

(業務内容の変更等)

第9条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の損害額については、甲乙協議して定める。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるとき。

(2) 乙の責に帰すべき事由により乙が業務の履行を継続できる見込みがないと認められるとき。

(3) 契約で定める着手時期を過ぎても着手しないとき。

(4) 乙が解除を申し出たとき。

(5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者(福島県暴力団排除条例施行規則(平成23年福島県公

安委員会規則第5号)第4条各号に該当する者)に契約代金債権を譲渡したとき。

(6) 乙がいずれかに該当するとき。

ア 役員等(契約の相手方が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 契約の相手方が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、契約権者が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(7) 前6号のいずれかに該当する場合を除くほか、乙が契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないとき、又はそのおそれがあるとき。

2 甲は、前項に定めるもののほか、この契約を必要としない事由が生じたときは、乙に対し30日前までに書面で解除の通知をしたうえで契約を解除することができる。

3 乙は、正当な理由があるときは、あらかじめ甲の承認を得て、この契約を解除することができる。

(契約が解除された場合等の違約金)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1の額を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

(業務の引継ぎ)

第12条 乙は、委託期間終了後又は第9条に規定する契約解除後において、施設の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、甲が定める期間内に、甲又は甲が指定した者に対して業務の引継ぎを行わなければならない。

2 甲は、委託期間の終了に先立ち、乙に対して、甲又は甲が指定する者による管理物件の視察等必要な申出を行うことができるものとする。

3 乙は、甲から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のあるときを除いてその申出に応じなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第13条 乙は、書面による甲の承認を得ないで、本契約により生ずる権利又は義務を譲渡し、承継させ、若しくは担保に供し、又は業務を一括して他人に委任してはならない。

(談合による損害賠償)

第14条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、(1)又は(2)までのうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)に対し、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(契約不適合責任)

第15条 乙は、業務の完了後1年間、乙の責めに帰すべき事由による業務の契約条件との相違その他の契約不適合につき補てんの責めに任ずるものとし、かつ、乙は契約不適合に関する補修若しくは損害の賠償のいずれか、又は、契約不適合に関する補修及び損害の賠償について甲から請求のあるときは、これに応じるものとする。

(名義変更の届出)

第16条 乙は、その代表者に変更があったときは、その名義変更に係る登記簿謄本その他のこれを証する書面を添えて、甲にその旨を届け出なければならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、業務遂行上知り得た甲又は甲の関係者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を、守らなければならない。

(施設の使用)

第19条 甲は、乙が委託業務を遂行するために必要な範囲内において、建物の一部（従業員控室、清掃用具置場等）及びその附帯設備（水道、電気、ガス等）を無償で貸与、提供する。

2 乙は、前項の施設等を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により修理の必要が生じたときは、乙は、甲の許可を得て、乙の責任において修理を行う。

(光熱水費)

第20条 業務の遂行に必要な光熱水費は、甲の負担とする。通信料その他消耗品等は乙の負担とする。

(契約外の事項)

第21条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第22条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(電子契約による場合)

本契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

(以下は該当する場合に記載すること)

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日令和8年4月1日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日令和8年4月1日から生じるものとする。

令和8年 月 日

委託者（甲） 福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事 内堀 雅雄

受託者（乙）